

みずほマイレージクラブカード
セゾンアメリカン・エクスプレス・カード・ベーシック

海外旅行傷害保険
のご案内

(補償規定)

ACCIDENT INSURANCE

■引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社(引受幹事保険会社)

セゾン自動車火災保険株式会社

共同保険契約に関するご説明

この保険は上記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が、他の引受保険会社の代理、代行を行っております。
各引受保険会社は、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。



クレディセゾン

海外旅行傷害保険

お客様のご旅行中の事故を補償します。

海外旅行傷害保険



支払限度額と保険責任期間

保険の種類	担保内容	本会員	保険責任期間
海外旅行傷害保険	死亡・後遺障害	1,000万円	最高90日
	治療費用	100万円	
	賠償責任（自己負担額1,000円）	1,000万円	

※病気については、本保険では補償の対象外となっております。

海外旅行傷害保険に関する保険金請求書類

※下表の「現地ですみ手配できない書類」を忘れずにお持ち帰りのうえご請求ください。

保険金種類	保険金請求書類		現地ですみ手配できない書類					損害額を証明する書類	損害品明細書	除籍簿	委任状、戸籍謄本	※後遺障害診断書	その他の書類
	バスポート（コピー）	※保険金請求書	医師の診断書	治療費の領収書	おおよび領収書	死亡診断書または死体検案書（死のあきり診断書）	事故証明書						
治療費用保険金（備前）	○	○	○	○	○	○							○
死亡保険金（備前）	○	○				○	○				○	○	○
後遺障害保険金	○	○											○
賠償責任保険金	対人	○	○	○	○	○	○	○					○
	対物	○	○					○	○				○

(注) 1. ○印は原則として必要な書類 ○印は場合によって必要となる書類 2. ※印は保険会社所定用紙があるものです。

旅行傷害事故の通知について

事故の通知については事故に遭われた日から30日以内に下記までご連絡ください。連絡がとれなかったら次の事項をお伝えください。
みずほマイレージクラブ センゾアメリカン・エキスプレス・カード会員であること、カードの種類、会員番号、出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先。

■保険金請求のご連絡先

センゾアメリカン・エキスプレス事故受付デスク(24時間受付、年中無休)

☎0120-694-994

☎018-888-9410

海外からおかけいただく場合はコレクトコールでおかけください。

海外旅行傷害保険のあらまし

担保項目	こんなとき	お支払いする保険金
死亡・後遺障害	被保険者（保険の対象となる方）が、責任期間中に偶然な事故によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。	死亡されたとき…死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 後遺障害が……後遺障害の程度に応じて生じたとき 死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。 (注) 死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡保険金額をもって限度とします。
傷害	被保険者が、責任期間中に偶然な事故によりケガで医師の治療を受けられたとき。	100万円を限度とし、事故の日から180日以内に治療のために現実に支出した次の費用をお支払いします。 ①医師による治療費、手術費、入院費 ②緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇入費、医師・職業看護士の付添費 ③義手、義足の修理費 ④治療による入院により必要となった旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費 ⑤入院のために必要となった国際通話料、身の回り品購入費用(5万円限度)等(1事故について20万円限度) (注) 社会保険等公的制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。
賠償責任	被保険者が、責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負ったとき。	1,000万円を限度としてお支払いします。 (注1) 賠償額の決定については、事前に保険会社の承認が必要です。 (注2) 1回の事故ごとに損害額のうち、1,000円(自己負担額)はご自身で負担していただきます。

(注) 「責任期間」とは、海外旅行の目的で住居を出発したときから住居に帰着するまでの間でかつ日本を出国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までの間で日本を出国した日から最長90日間が補償されます。
(注) 他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払いします。
(注) ご出発前に特別な手続きは必要ありません。
(注) 事故の発生した日から30日以内に事故発生状況および事故の程度を損保ジャパン日本興亜へご連絡ください。

保険金をお支払いできない主な場合

■傷害死亡・後遺障害、傷害治療費用

- 故意 ●けんか、自殺、犯罪 ●無資格運転、酒酔い運転 ●脳疾患、疾病、心神喪失
- 他覚症状のないむちうち症、腰痛 ●スカイダイビングなどの危険なスポーツ中の事故
- 土木建設工事などの危険な職業に従事中の事故 ●戦争・侵略行為、反乱、暴動 など

■賠償責任

- 職務執行に直接起因する損害事故 ●親族に対する損害事故 ●受託物に対する損害事故
- 自動車などの事故による損害事故 ●心神喪失に起因する事故または故意の事故 など

海外旅行の際のお願い

海外旅行に行かれる際には「本紙」をご持参いただくと安心です。

保険の内容については、損害保険ジャパン日本興亜株式会社所定の約款に基づきます。